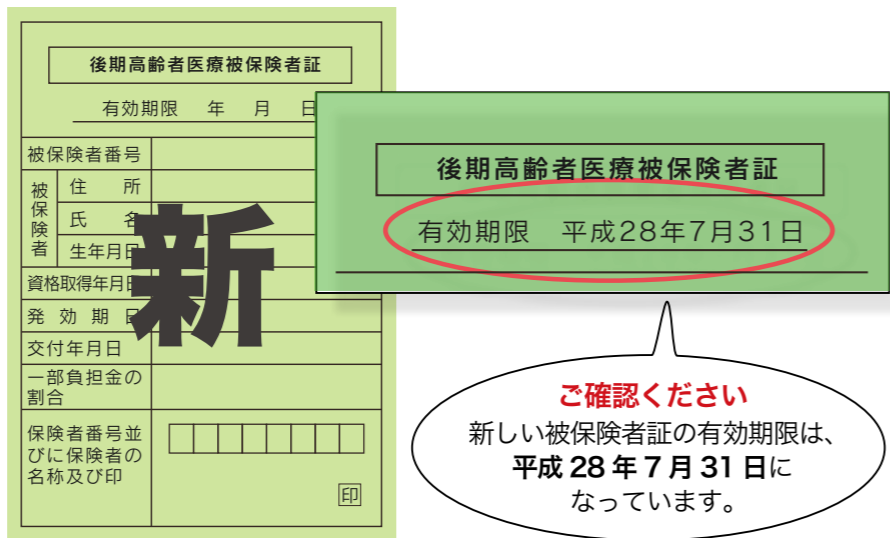
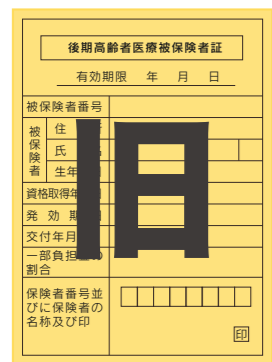


後期高齢者医療制度被保険者のみなさまへ 8月は保険証の定期更新月です



ご確認ください
新しい被保険者証の有効期限は、**平成28年7月31日**になっています。

【1割負担となる方】
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満の方。

【2割負担となる方】
被保険者が1人の場合
住民税課税所得が145万円以上で、総収入の合計額が383万円未満は1割負担に（申請が必要）、383万円以上

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「平成27年7月31日」となっている、濃い黄色の「後期高齢者医療被保険者証」を1人に1枚お渡ししています。7月中に保険医務課から有効期限平成28年7月31日と記載された新しい被保険者証（みどり色）をお届けします。8月1日以降は古い被保険者証は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。

平成27年8月1日から平成28年7月31日までの一部負担金の割合（1割または3割）は、平成26年中の所得に基づき改めて判定します。

一部負担金の割合の判定方法

【3割負担となる方】
被保険者が2人以上の場合
住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいて、被保険者の総収入の合計額が520万円未満は1割負担（申請が必要）、520万円以上は3割負担となります。

臓器提供の意思表示にご協力ください
新しい被保険者証（有効期限平成28年7月31日）の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられています。これは、臓器移植に関する啓発や知識を深めるためです。臓器移植とは、病気や事故により臓器が機能しなくなった方に他の方の健康な臓器を移植し、機能を回復させる医療です。臓器提供の意思表示は自分の意思で決めることができます。また、意思表示欄記入後も意思の変更ができます。臓器提供についてよく考え、家族と

上の場合は3割負担となります。ただし、70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割負担となります。（申請が必要）

【対象者】
40歳から74歳の方
※74歳の方は、生年月日が昭和15年10月1日以降の方が対象となります。

【受診期間】
7月1日～12月31日

【受診時に必要なもの】
▽国民健康保険証
▽特定健診受診券（6月末送付）
▽自己負担額（千円）
※健診当日にいずれか一つでもお忘れになると、特定健診を受診できない場合がございます。

【注意】
三好市国民健康保険以外（組合管掌健康保険、共済組合など）にご加入の方は、医療保険者が発行した「特定健康診査受診券」が必要となります。各医療保険によって、受診券の交付時期、自己負担額など異なっておりますので、ご加入の医療保険者または、職場の担当者へお問い合わせください。

●特定健康診査に関するお問い合わせ先
三好市役所 保険医務課
(電話 72・7613)

●総合健診についてのお問い合わせ先
三好市役所 健康づくり課
(電話 72・6767)

平成26年度の認定証をお持ちの方で平成27年度住民税非課税世帯の方には、7月末までに保険医務課から「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお届けいたします。更新申請書の提出は必要ありません。認定証に記載されている適用区分が「区分II」の方で「過去12か月で90日を超える入院」をされた方は、申請していただくことで、入院時の食事がさらに減額されます。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（薄紫）をお持ちの方へ
現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、有効期限が「平成27年7月31日」となっています。

平成26年度の認定証をお持ちの方で平成27年度住民税非課税世帯の方には、7月末までに保険医務課から「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお届けいたします。更新申請書の提出は必要ありません。認定証に記載されている適用区分が「区分II」の方で「過去12か月で90日を超える入院」をされた方は、申請していただくことで、入院時の食事がさらに減額されます。

限度額適用認定書または標準負担額減額認定書を申請いただくと 医療費の窓口負担が軽減できます



三好市の国民健康保険に加入されている方で、医療費の自己負担が高額になりそうなときに「国民健康保険限度額適用認定証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関に提示すると、窓口負担が自己負担限度額までとなります（食事代および保険適用外の差額ベッド代などの自己負担分を除きます）。交付には申請が必要となりますので、保険医務課または各総合支所へ申請してください。

なお、70歳以上で住民税が課税されている方は、お持ちの「国民健康保険高齢受給者証」が認定証の代わりになります。

また、有効期限が平成27年7月31日までの認定証をお持ちの方には、住所地に更新用の申請書をお送りします。必要とされる方は、更新の手続きをしてください。

※注意
① 限度額は所得区分によって異なりますので、所得の申告が必要です。
② 国税を滞納している場合、申請が認められない場合があります。

- 【手続きできる場所】**
- ・三好市役所 保険医務課
 - ・各総合支所
- 【必要なもの】**
- ・国民健康保険証
 - ・印鑑
- お問い合わせ先**
三好市役所 保険医務課
(電話 72・7613)

未然の予防が大切です 特定健診を受けましょう！



特定健診は、40歳～74歳の方が対象で、糖尿病などの生活習慣病を予防し、心筋梗塞、脳卒中、腎臓病などの重大な病気を未然に防ぐための健診です。

【受診方法】
① 総合健診（集団健診）で受診希望の方は、三好市役所健康づくり課にお問い合わせください。
② 病院で受診される方は、特定健診受診券（6月末送付）に同封されている、「平成27年度特定健康診査実施機関一覧表」から病院を選び、電話でご予約の上、受診してください。

【対象者】
40歳から74歳の方
※74歳の方は、生年月日が昭和15年10月1日以降の方が対象となります。

【受診期間】
7月1日～12月31日

【受診時に必要なもの】
▽国民健康保険証
▽特定健診受診券（6月末送付）
▽自己負担額（千円）
※健診当日にいずれか一つでもお忘れになると、特定健診を受診できない場合がございます。

【注意】
三好市国民健康保険以外（組合管掌健康保険、共済組合など）にご加入の方は、医療保険者が発行した「特定健康診査受診券」が必要となります。各医療保険によって、受診券の交付時期、自己負担額など異なっておりますので、ご加入の医療保険者または、職場の担当者へお問い合わせください。

●特定健康診査に関するお問い合わせ先
三好市役所 保険医務課
(電話 72・7613)

●総合健診についてのお問い合わせ先
三好市役所 健康づくり課
(電話 72・6767)